

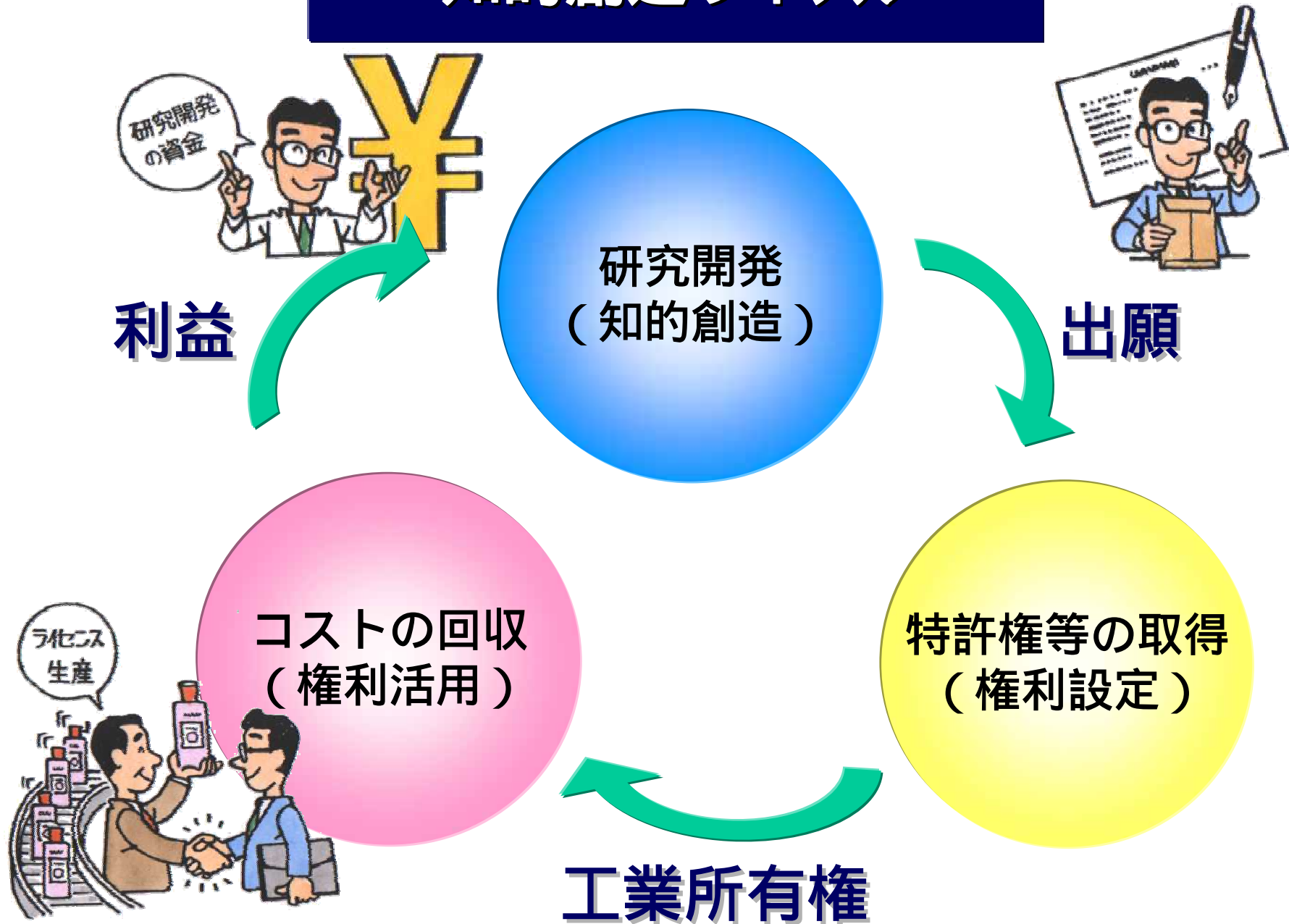
# 知的財産権の基礎知識



特許庁総務課 松田 渉

特許庁

# 知的創造サイクル



# 知的財産権の特徴



無形資産（財産的情報）



模倣・同時利用が容易

知的創造活動の成果物  
元来自由利用の情報

→ 創作者の財産として保護  
社会が必要とする限度で自由を制限

## 知的財産権の代表である特許法の目的

権利者



公開の代償として  
一定期間独占権を付与



技術の進歩  
産業の発展

第三者



公開された発明を  
利用する機会

# 知的財産権の種類

## 知的創造物についての権利

特許権 (特許法)

実用新案権 (実用新案法)

意匠権 (意匠法)

著作権 (著作権法)

回路配置利用権  
(半導体集積回路の回路配置に関する法律)

品種登録 (種苗法)

営業秘密 (不正競争防止法)

## 営業標識についての権利

商標権 (商標法)

商号 (商法)

周知表示との混同  
著名ブランドのただ乗り  
商品形態のデッドコピー  
原産地等の虚偽表示  
ドメインネーム  
(不正競争防止法)

工業所有権  
(特許庁所管)

# 工業所有権・著作権とは

## 実用新案権

物品の構造、形状の考案を保護（出願から6年）

アンテナの  
収納構造

## 商標権

商品やサービスに使用するマークを保護（登録から10年。更新有）

ブランド名

## 意匠権

物品のデザインを保護（登録から15年）

スマートなデザイン

液晶技術

## 特許権

新しい発明を保護（出願から20年）

プログラム

## 著作権

創作的な表現を保護（死後50年まで）

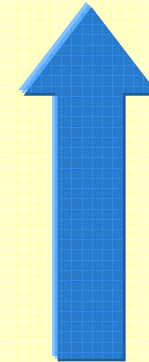


# 著作権 (Copyright)

特許権 = アイデア (思想) を保護

著作権 = 創作的な表現を保護

上位概念



創作と同時に権利が発生

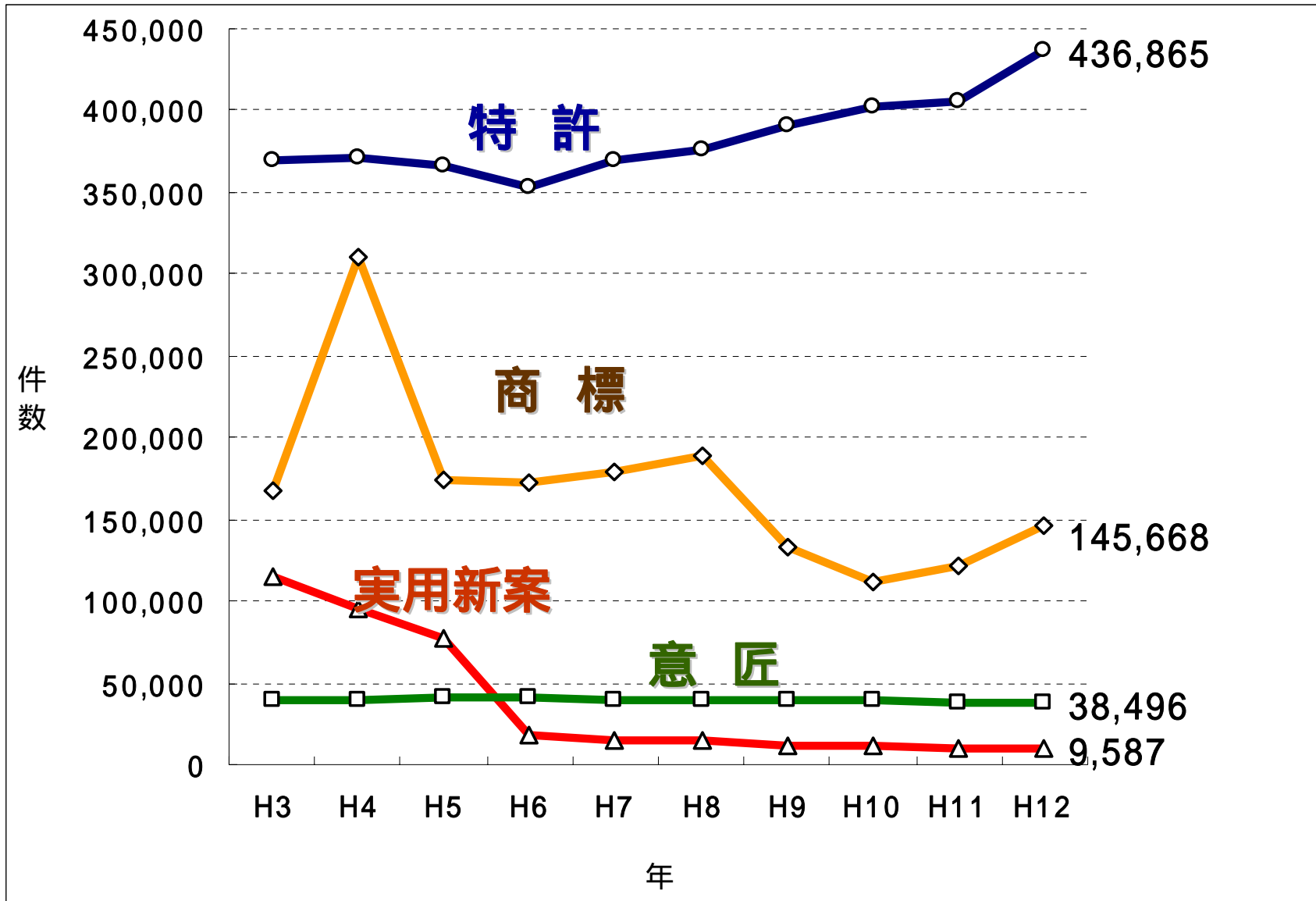
著作権登録 (法律上、一定の効果を生じさせる制度)

実名、第一発表年月日 (証明の容易性)

権利の移転等の第三者への対抗要件

(文化庁に登録)、プログラムの創作年月日 (SFTICに登録)

# 工業所有權出願件数



# 発明って何だろう

自然法則を利用



技術的思想



創作



高度

- × 自然法則に反するもの
- × 人為的取り決めであって自然法則を利用していないもの

技術 = 一定の目的を達成するための手段  
誰がやっても同じ結果が得られる

- 新しいことを創り出すこと
- × 「発見」や「解明」

従来にない新しい機能を発揮するもので、産業上の利用価値があれば改良品でも可



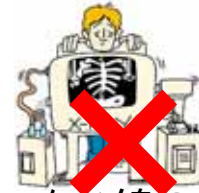
勉強方法

人間の精神活動にあたる時もダメ



フットボールの投げ方

技能はダメ



エックス線の発見

X線の特性を利用した装置なら創作



# 特許になる発明とは



産業として実施できるか

新しいかどうか(新規性)

容易に考え出すことができないか(進歩性)

明細書の記載は規定どおりか

その他

- × 公然と知られた発明(発表、TV放映)
- × 公然と実施された発明(販売)
- × 刊行物に記載された発明(特許公報、論文、書籍、インターネット)

当業者が容易に考えつかない発明

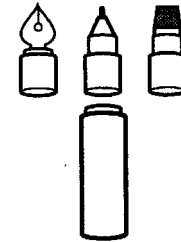
当業者が実施可能な程度まで技術内容の記載を義務づけ

先に出願されていないか  
反社会的な発明でないか

# 新規性・進歩性の判断

特許となる技術レベル

新規性あり  
進歩性あり



差し替えが  
可能なペン

新規性あり  
進歩性なし



細線と太線用を貼り付けたペン

新規性なし



細線のペン



太線のペン

現在の技術レベル

(公知の従来技術)

# 特許を受けようとする発明を検討しよう

## 特許権の範囲

× 発明そのものではない（文書の表現）

特許請求の範囲の記載に基づいて決定

## 明細書の二面性

権利書

技術文献



明細書は権利書

## 発明の表現形式

発明のポイントを深く掘り下げる

発明の種類「物」「方法」「物を生産する方法」

# 発明の本質を掘り下げよう

## 発明発掘のイメージ

従来技術

解決しようとする課題

課題を解決するための着想

解決手段 = 発明

携帯電話を例にとると

雑音が多い

雑音を少なくしたい

アンテナ部の改良

素材 p の採用  
雑音が少なくなった

## 広い概念で発明を把握

素材 p と同じ性状をもつその他の素材についても検討

素材 p は携帯電話以外にも使えるかもしれない（通信機）



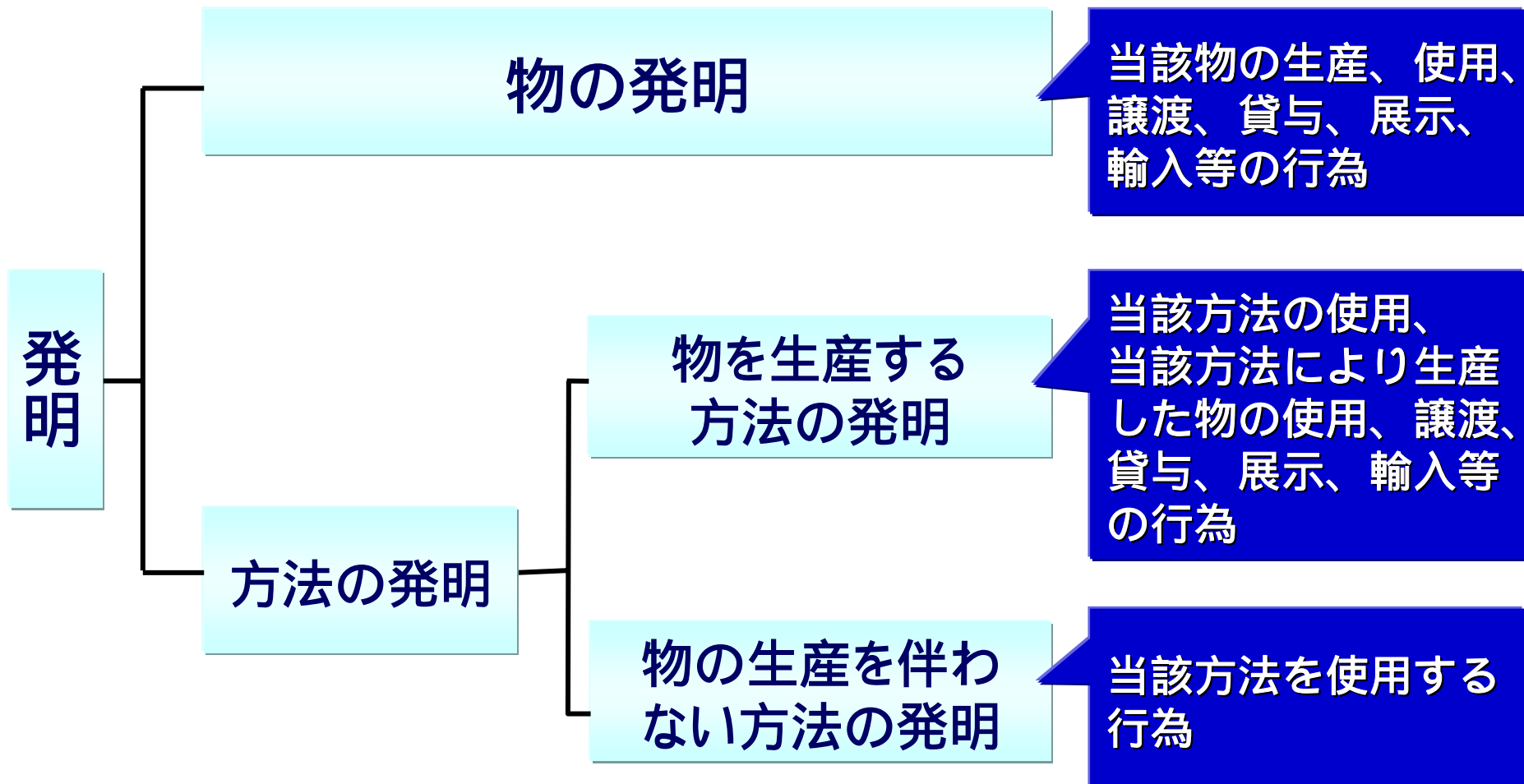
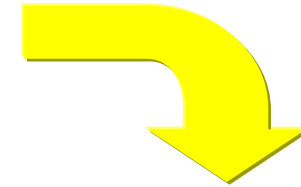
素材 P ( p や p の上位概念 )

素材 p

素材 p

# 発明の種類(表現形式)

発明の表現形式(カテゴリー)によって権利の効力の及ぶ範囲が異なる



# 特許情報ってどんなもの

## 特許情報

### 特徴

最先端技術の指標  
技術情報の宝庫  
権利情報



### 効果

最新技術動向把握  
技術情報の収集  
紛争の回避

- 無駄な研究開発の回避
- 従来技術の正確な把握
- 発明のヒント
- 権利取得
- 今後の方向性策定



# 特許情報にアクセスしよう

特許情報の入手先

特許電子図書館  
(IPDL)

CD-ROM公報

出願書類、原簿

民間情報提供機関等

外国特許庁等

インターネット  
(自宅・オフィス)

専用端末機  
(特許庁・IPセンター)



# 特許情報の調べ方

## 主題調査

(当該技術分野の技術、権利調査)

## 企業動向調査

(他社の動向把握)

## 出願経過調査

権利状況調査

出願人

番号

国際特許分類  
(IPC)

技術用語  
(キーワード)

F I ・ F ターム

国際的に共通した技術的  
インデックス (検索キー)

H 0 4 M 1 / 0 2

アンテナの先にマイク  
がある携帯電話の調査

キーワード  
「アンテナ」「マイクロフォ  
ン」  
「携帯電話機」





# IPCを活用しよう

上位階層

セクション (A ~ H)

H 電気

H 0 4 電気通信技術

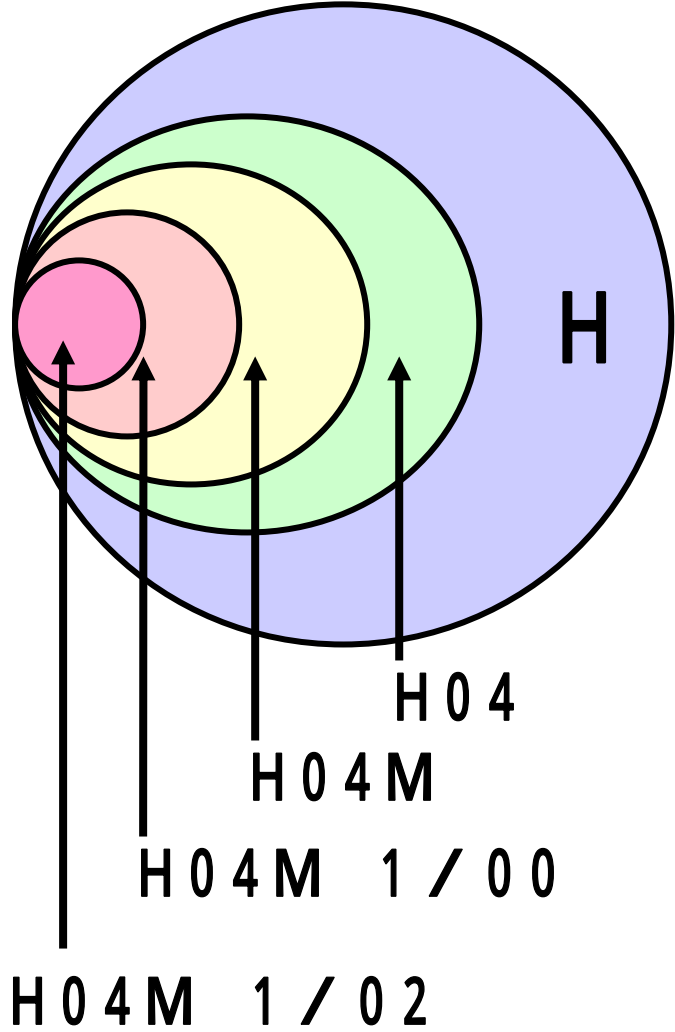
クラス

H 0 4 M 電話通信

サブクラス

H 0 4 M 1 / 0 0 サブステーション装置

H 0 4 M 1 / 0 2 ・電話機の構造的態様



下位階層

# 特許を取得するためには

申請人



パソコン出願



書面による出願

ISDN回線



特許庁

願 書

【書類名】特許願  
【整理番号】  
【提出日】  
【あて先】  
【発明者】  
    【住所又は居所】  
    【氏名】  
【特許出願人】  
    【住所又は居所】  
    【氏名又は名称】  
【手数料の表示】  
【提出物件の目録】

明細書

【書類名】明細書  
【発明の名称】  
・  
・  
・

図 面

【書類名】図面  
【第1図】  
  
【第2図】

要約書

【書類名】要約書  
【要約】  
【課題】  
【解決手段】  
【選択図】

# 明細書の書き方

【書類名】明細書

【発明の名称】発明の内容を端的に表現

【特許請求の範囲】特許権が及ぶべき技術的手段

【発明の詳細な説明】発明の内容を理解して再現できるように明確かつ十分に記載

【発明の属する技術分野】産業上の利用分野

【従来技術】改良の基礎となる最新の従来技術

【発明が解決しようとする課題】従来技術の問題点

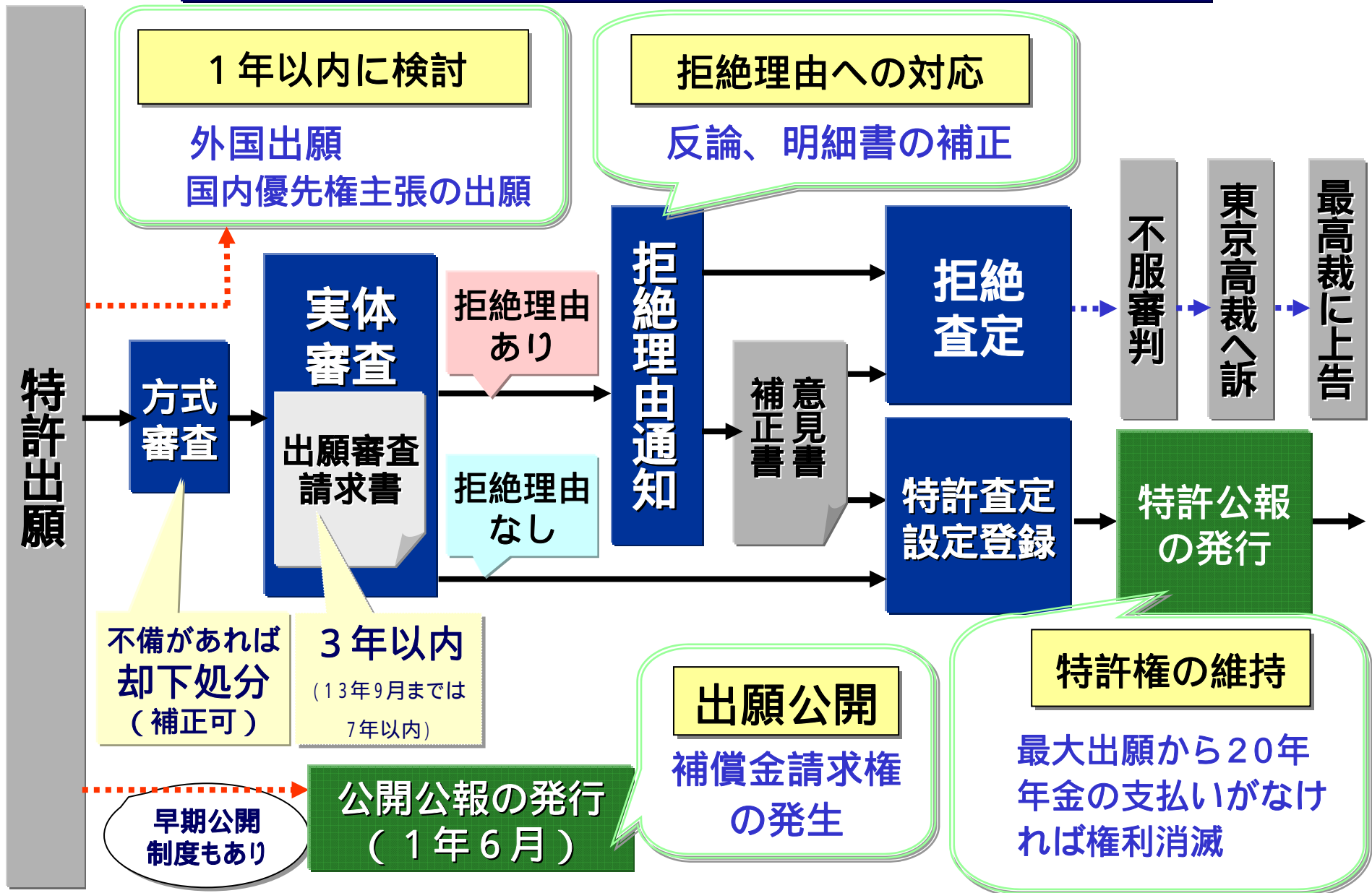
【課題を解決するための手段】請求の範囲記載の構成の説明

【発明の実施の形態】当業者が実施できる程度の最良の実施可能例

【発明の効果】従来技術より有利な点

【図面の簡単な説明】発明の理解を助けるための図面の説明

# 特許出願から特許取得までの流れ



# 特許と実用新案の違い

	特 許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から20年	出願から6年
権利になるまで	審査請求から平均2年弱	出願から約3月
費用 (登録から3年分)	約15万円	約4万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければならない
出願件数	年間約40万件	年間約1万件 (中小、個人が利用)

# 意匠法が保護する意匠

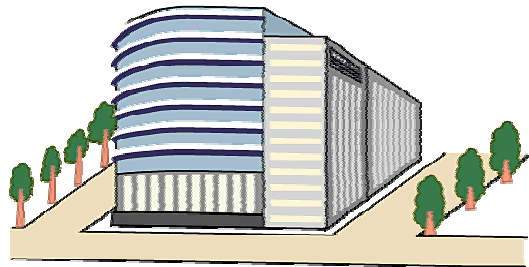
## 意匠の物品性

物品に係るものであること

(有体物である動産)

(認められない例)

× 土地建物などの不動産  
(プレハブ住宅は可)



× 噴水、花火



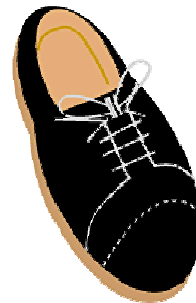
## 意匠の形態性

形態を有するものであること

(認められない例)

・ 物品自体の形態ではないもの

× ネクタイの結び目、  
× 靴ひもの結び目



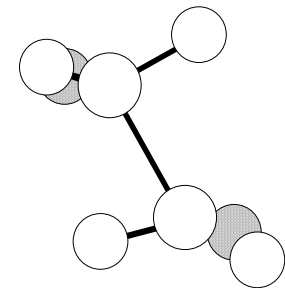
## 視覚性、美感性

視覚を通じて美感を起こさせるものであること

(認められない例)

・ 肉眼では物品の形態を認識できないもの

× 分子構造



× 塩、

× 砂糖 (角砂糖は可)



# 意匠の登録要件

## 意匠の登録要件

工業上利用できること

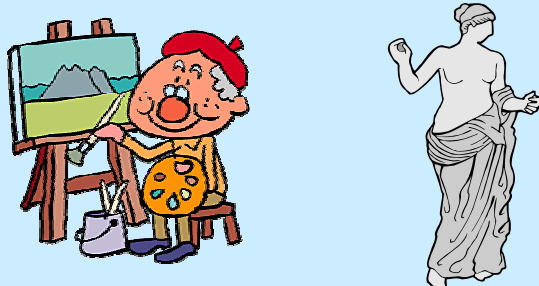
(量産可能なもの)

(認められない例)

× 自然物を意匠の主体に使用したもので量産できないもの



× 纯粹美術の分野に属する著作物



新規なものであること

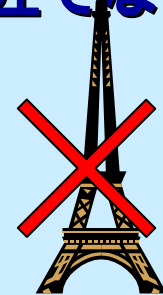
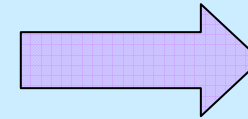
基本的に特許と同様

同一の意匠のほか、類似する意匠は新規性なし

容易に創作できた意匠でないこと



エッフェル塔



エッフェル塔の置物

## 意匠出願

1 物品ごとに  
1つの意匠を出願  
(組物を除く)

権利期間  
設定登録から15年

出願

審査

登録

# 商標とは

業者の商品やサービスに使用するマーク  
他の商品やサービスとを識別するマーク

EPSON



商標の  
はたらき

出所の表示

品質の保証

広告・宣伝

## 商標法の目的

権利者



使用者の業務上の  
信用の維持



産業の発展

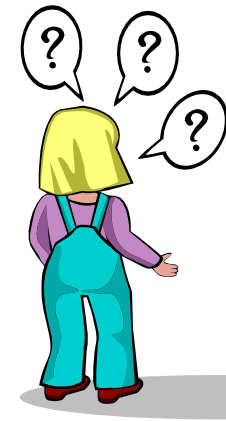
ユーザー



ユーザーの利益の保護



# 識別力のない商標



普通名称のみを表示する商標

ポケットベル

業界で慣用されている商標

観光ホテル

単に産地等や品質等のみ  
を表示する商標

信濃の国

2分でチン

ありふれた名字、名称のみを  
表示する商標

若月

極めて簡単で、ありふれた  
標章のみからなる商標

888

何人かの業務に係る商品、  
サービスが識別できない商標

平成

当該標章を使用  
した結果、  
ユーザーサイ  
ドにおいて識  
別性を有する  
と判断されれ  
ば、登録可能

ニッポンハム

# 登録できない商標

## 他人の登録商標とまぎらわしい商標

他人の登録商標と同一(類似)の商標  
+  
指定商品・役務と同一(類似)の商品・役務に使用するもの

## 商標の類否判断

称呼  
(呼び方)

外観  
(外形)

観念  
(意味合い)

## 公益性に反する商標



国旗、菊花紋章等

経済産業大臣が指定した 外国政府、国際機関等のロゴマーク



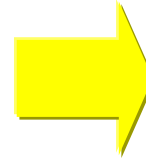
国、公共団体等を表示する著名な標章



公序良俗に違反する商標

# 使用する商品やサービスを指定

出願時に1又は2以上の  
商品(役務)を指定



指定した商品(役務)  
の範囲内で権利を行使

【第33類】

【指定商品】 日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒

第33類

【28A01】  
日本酒(清酒、焼酎、...)

【28A02】  
洋酒、果実酒

【28A03】  
中国酒

【28A04】  
薬味酒

【第33類】  
【指定商品】 日本酒

権利範囲



ワイン



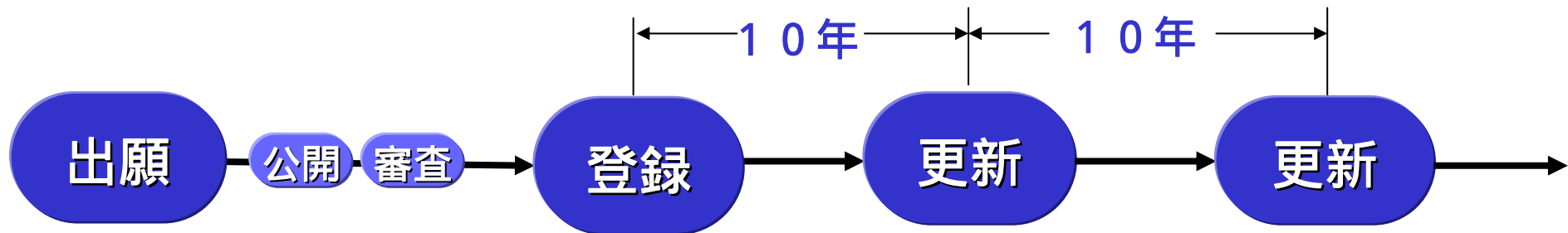
清酒



ウイスキー

# 商標権はいつまで権利をもつことができるか

## 商標の出願・登録・更新



更新を繰り返すことにより半永久的な権利として存続する。